

令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会会議録
目 次

第 1 号（11月18日）

招集告示	1
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
議席の一部変更	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
管理者招集挨拶	6
議案第1号	7
議案第2号	10
同意案第1号	16
一般質問	17
閉会の宣告	21

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第260号

令和3年11月8日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会
議 長 塚 本 竜 太 郎

令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会の招集に
ついて（通知）

本日、管理者から令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を招集する
告示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第9号

令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を次のとおり招集する。

期 日 令和3年11月18日
場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
アクアセンターあじさい2階会議室

令和3年11月8日
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
管 理 者 芝 田 裕 美

令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会

令和3年11月18日(木)

午後3時開会

議事日程

- 日程第1 議席の一部変更
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 会期の決定
日程第4 議案第1号 令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算(第2号)
日程第5 議案第2号 都市公園(第1期整備エリア)整備工事(第1工区)請負契約の締結について
日程第6 同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任について
日程第7 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	後 関 俊 一	議員	2番	広 沢 修 司	議員
3番	村 越 誠	議員	4番	宗 川 洋 一	議員
5番	小 田 川 敦 子	議員	6番	円 谷 憲 人	議員
7番	小 易 和 彦	議員	8番	田 中 和 八	議員
9番	日 下 み や 子	議員	10番	土 屋 裕 彦	議員
11番	植 村 博	議員	12番	塚 本 竜 太 郎	議員

欠席議員(なし)

説明のための出席者

管 理 者	芝 田 裕 美 君
副 管 理 者	秋 山 浩 保 君
副 管 理 者	笠 井 喜 久 雄 君
会 計 管 理 者	押 切 良 雄 君
事 務 局 長	若 泉 哲 也 君

事務局次長	有	泉	亨	君
総務課長	今	井	修	一
あじさい所長	有	泉	亨	君
しらさぎ所長	笠	井	雅	之
周辺整備室長	小	林	一	秀

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	原	晃	一
白井市環境課長	鈴	木	教
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	中	川	聡

事務局職員出席者

総務課庶務係主事	白	井	悠	太
----------	---	---	---	---

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（塚本竜太郎議員） 皆様、本日はご多忙の中ご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）、議案第2号 都市公園（第1期整備エリア）整備工事（第1工区）請負契約の締結について、同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任について、以上3件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎諸般の報告

○議長（塚本竜太郎議員） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎議席の一部変更

○議長（塚本竜太郎議員） 日程に入ります。

日程第1、議席の一部変更を議題といたします。

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会申し合わせ事項の規定により、議席の一部を変更したいと思います。変更する議席につきましては、田中和八議員を11番、植村博議員を8番、以上のとおり変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本竜太郎議員） ご異議なしと認め、以上のとおり変更いたします。

議席の変更をお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、10番、土屋裕彦議員、11番、田中和八議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本竜太郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者招集挨拶

○議長（塚本竜太郎議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

○管理者（芝田裕美君） 令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今定例会におきましてご審議いただきます案件は、議案2件、同意案1件でございます。これら議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

初めに、アクアセンターあじさい及びクリーンセンターしらさぎの操業状況につきましてご報告申し上げます。

アクアセンターあじさいにおける今年度上半期のし尿及び浄化槽汚泥搬入量の状況につきましては、し尿及び浄化槽汚泥の合計で1万4,770.34トンになります。前年同期と比べまして、し尿は25.11トン、率にして1.14%の減、浄化槽汚泥は287.98トン、率にして2.24%の減となり、全体として313.09トン、率にして2.08%の減でありました。また、施設からの放流水やばい煙の測定分析結果につきましては、法的規制値及び自主規制値以下であります。

次に、クリーンセンターしらさぎにおける今年度上半期のごみ搬入量の状況につきましては、柏市と鎌ヶ谷市の合計で2万4,259.35トンになります。前年同期と比べまして、473.56トン、率にして1.91%の減であります。また、同施設のばい煙の測定分析結果につきましては、法的規制値及び自主規制値以下であり、安定操業に努めております。

次に、さわやかプラザ軽井沢の今年度上半期の入館状況につきましては、総入館者数は6万6,879人で、前年同期と比べまして2万9,636人、率にして79.57%の増であります。新型コロナウイルス感染症は、収束の兆しはあるものの、まだまだ予断を許さない状況の中、感染防止策を講じながら段階的に利用制限の緩和を行ったことによりまして、少しずつではありますが、利用者数が回復しております。引き続き、より多くの方に安心してご利用いただけるよう努めてまいります。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）につ

きましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額の変更並びに地方債の変更をしようとするものでございます。

次に、議案第2号 都市公園（第1期整備エリア）整備工事（第1工区）請負契約の締結につきましては、予定価格が1億5,000万円以上のため、地方自治法第96条第1項第5号及び柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任につきましては、現監査委員である河合謹爾氏の任期が令和4年1月10日で満了となるため、新たに吉川正昭氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、河合監査委員におかれましては、4年間にわたり厳正かつ公平な監査を執行していただきました。また、組合業務を遂行する上で多くのご提案を頂戴しました。この場をお借りして厚く御礼と感謝を申し上げます。

以上がこのたびご提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、当組合の秋山副管理者におかれましては、11月20日をもってご勇退されることとなりました。秋山副管理者は、平成21年11月21日副管理者に就任されて以来、当組合廃棄物処理施設の安定操業や都市公園の早期実現に向けてご尽力いただきました。ここに12年の長きにわたり組合運営に多大なるご貢献をしていただきましたことに厚く御礼を申し上げますとともに、秋山副管理者のこれからのご健勝と、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます次第でございます。

以上申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚本竜太郎議員） ありがとうございます。

◎議案第1号

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第4、議案第1号 令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 議案第1号 令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額及び地方債の限度額を変更しようとするものでございます。

それでは、1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございますが、歳入では3款1項国庫補助金を1,600万円減額、8款1項組合債を190万円増額、歳出では3款1項清掃費を731万

6,000円増額し、5款1項基金費を2,141万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を56億6,513万8,000円にしようとするものでございます。

続きまして、地方債補正についてご説明いたします。2ページを御覧ください。都市公園整備事業について、限度額を190万円増額し、9,460万円に変更しようとするものでございます。

続きまして、歳入の詳細についてご説明いたします。8ページ、9ページを御覧ください。令和3年度当初予算におきまして、都市公園整備工事費全体で2億600万円を計上いたしました。本件整備工事につきましては、令和3年度で工事完了を予定していたところ、社会資本整備総合交付金の内示が要望額を下回ったことから、交付金を最大限活用した事業遂行を目的に、令和3年度内示額相当額で工事を実施し、残りを令和4年度事業とすることとし、前回の8月定例会においてご報告させていただいたとおりでございます。

先日、都市公園（第1期整備エリア）整備工事（第1工区）の入札の結果から、社会資本整備総合交付金に余剰額が発生し、この結果を受け、交付金を最大限活用するため、千葉県地方土地開発公社に先行買収を委託した土地の一部を買戻し費用に充てることとし、3款1項1目衛生費国庫補助金については、内示額に合わせて1,600万円の減額補正を、また8款1項1目衛生費につきましては、都市公園整備事業において用地を購入するに当たり不足する財源を借り入れるため、190万円の増額補正を行うものでございます。

続きまして、歳出の詳細についてご説明いたします。10ページ、11ページを御覧ください。3款1項1目し尿処理費及び2目ごみ処理費の需用費、燃料費において、灯油単価の上昇に伴い、今後予算不足が見込まれるため、3款1項1目し尿処理費では155万6,000円、3款1項2目ごみ処理費で576万円の増額補正を行うものでございます。

4目周辺整備費については、先ほどご説明いたしました千葉県地方土地開発公社に委託した土地の一部を買戻しするため、委託料を34万4,000円増額し、公有財産購入費を5,526万2,000円増額し、差金が生じた工事請負費は5,560万6,000円の減額補正を行うものでございます。

また、5款1項1目財政調整基金費につきましては、3款1項1目し尿処理費、3款1項2目ごみ処理費及び3款1項4目、周辺整備に要する経費に充当させるため減額補正を行うものでございます。

続きまして、地方債の現在高の見込みについてご説明いたします。12ページを御覧ください。都市公園整備事業において地方債を190万円増額したため、今年度中の起債見込額が15億2,110万円となり、今年度末の現在高見込額は21億6,549万7,000円となります。

以上で議案第1号 令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塚本竜太郎議員） これより質疑を行います。

開始に当たり、議長からお願い申し上げます。

発言者におかれましては、議案質疑は3問制で行います。

答弁者におかれましては、的確、簡明な答弁に努められますようお願いいたします。

事前に通告のありました小田川議員について、質疑を認めます。

小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 白井市の小田川です。通告に従いまして、議案1号質問いたします。ページ数は、議案書10ページ、11ページになります。3款1項4目、都市公園整備事業、この中の工事請負費について、この減額の理由についてなのですが、執行部のご答弁では入札差金というふうなお話でしたけれども、もう少し詳細なご説明をお願いしたいと思います。

次に、その下にあります公有財産購入費について、5,475万1,000円とありますが、この対象となる購入用地の詳細についてお示してください。

そして、買戻し利息の51万1,000円ということで計上されておりますが、こちらの増額補正をする理由についてお示してください。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 小田川議員のご質問にお答えいたします。

最初に、工事請負費について、その減額の理由でございます。都市公園（第1期整備エリア）整備工事につきましては、社会資本整備総合交付金の交付金内示額が要望額を下回ったことから、工区分けを行うことで、令和3年度は内示額相当額の工事を実施することといたしました。このような中、第1工区整備工事の入札を実施したところ入札差金が生じたことから、交付金の有効活用を目的に、新たに土地を取得すべく必要な経費を振り替えたため減額したものでございます。

次に、公有財産購入費についてでございます。最初に、対象となる購入用地の詳細でございますが、第2期整備エリアに位置しまして、千葉県地方土地開発公社が令和3年2月16日付で代行買収を行った土地で、5,315.2平方メートルのうち4,802.71平方メートルとなります。

次に、買戻し利息51万1,000円を増額補正する理由でございます。これは、千葉県地方土地開発公社は、金融機関から融資を受けて代行買収の受託を行っております。このため土地の買戻しに係る契約金額は、土地代金に経過利息分を加えた額となることから増額補正を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 第2問、小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 2回目の質問をいたします。こちらの補正予算になりますが、8月の全協で既に資料いただいている分ですので、そちらの比較をしながら今回の補正予算を確認させていただきました。その中でも今後交付金内示額に余剰が発生した場合には土地の買戻しを行いますということも書いてありますし、その面積としては代行買収委託地として5,315.2平方メートルということで、今のご説明と同じ面積になります。ただ、今回実際に入札差金が行われて、その減額で買戻しを

した際に約1割、512.49平方メートルが残ってしまった。買戻しがされなかったという状況になっております。その点について2回目の質問いたしますが、その残り約1割分の面積について、今後どのように買戻しを進めていくのか。そして、この財源はどのように考えているのかについて、2点お伺いいたします。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

周辺整備室長。

○周辺整備室長（小林一秀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

お尋ねは、今後の代行買収地の買戻しについてでございました。残りの代行買収地512.49平方メートルにつきましては、交付金を活用し、期限の令和6年度末までに買戻しをしままいります。

以上でございます。

○5番（小田川敦子議員） 以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で小田川議員の質疑を終結いたします。

議案第1号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塚本竜太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第1号 令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）は、可決することに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第5、議案第2号 都市公園（第1期整備エリア）整備工事（第1工区）請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 議案第2号 都市公園（第1期整備エリア）整備工事（第1工区）請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、予定価格が1億5,000万円以上の工事請負のため、地方自治法第96条第1項第5号及び柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらるものでございます。

本工事は、廃棄物処理施設周辺整備基本計画に基づき整備する都市公園における第1期整備エリアの第1工区を整備する工事でございます。第1期整備エリアには、緑地や水路を活用した地域住民が憩える親水広場及び健康増進の空間として活用できる散策路を整備してまいります。

当契約事務の執行に当たりましては、構成団体に事業所のある業者10者を指名し、9月27日に入札を実施いたしました。10者のうち4者が辞退したため6者で入札を実施したところ、予定価格が税込み1億5,029万3,000円、最低制限価格が税込み1億3,481万3,800円に対し、入札額は税込み1億3,750万円で落札となったため、目黒建設総業株式会社と本件工事費税込み1億3,750万円の請負契約を締結しようとするものでございます。

なお、議会の議決を求めるまでは、仮契約の締結を行うものでございます。

以上で議案第2号 都市公園（第1期整備エリア）整備工事（第1工区）請負契約の締結についての説明を終わります。

○議長（塚本竜太郎議員） これより質疑を行います。

事前に通告のありました田中議員、日下議員について質疑を認めます。

初めに、田中議員の質疑を認めます。

田中議員。

○11番（田中和八議員） 白井市の田中和八でございます。通告に従いまして、質疑をさせていただきます。白井市は、当組合にはし尿処理のみをお願いしているわけですが、都市公園周辺整備事業にも相応の負担金が発生することから、議案第2号 都市公園（第1期整備エリア）整備工事（第1工区）請負契約の締結について、以下の質疑を行わせていただきます。

1点目、一般競争入札でなく、指名競争入札にした理由について。

2点目、指名入札業者の選定基準について。

3点目、入札状況について。

4点目、予定価格に対する落札率について。

5点目、入札決定業者の実績について。

6点目、同工事の今後の入札方法について。

以上6点についてお伺いいたします。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 田中議員のご質問にお答えいたします。

最初に、一般競争入札でなく、指名競争入札にした理由についてでございます。当組合においては、一般競争入札に関する運用方針を定めており、その内容は、予定価格1億5,000万円以上の工事、または製造の請負かつ技術的に複雑・高度であり専門性が高いと認められる案件については、透明性、公平性、競争性の確保を達成するため、一般競争入札を基本とするとしております。今回の入札につきましては、工事内容が特に複雑・高度な案件ではないことから、指名競争入札といたしました。

次に、指名入札業者の選定基準でございますが、当組合の入札参加資格を申請しており、受注機会確保のため、構成市内の業者から選定することとしております。

次に、入札状況についてでございますが、10者指名したうち4者が辞退したことから6者による入札が行われ、1回目の入札で落札したところでございます。

次に、予定価格に対する落札率でございますが、予定価格は税込み1億5,029万3,000円でございます。入札額は税込み1億3,750万円であったため、落札率は91.5%となっております。

次に、入札決定業者の実績についてでございますが、落札した目黒建設総業株式会社では、鎌ヶ谷市において鎌ヶ谷二丁目地区地域排水整備工事等を行っており、ほかにも白井市等で工事の施工実績がございます。また、当組合においても、さわやかプラザ軽井沢駐車場修繕の施工実績がございます。

最後に、同工事の今後の入札方法についてでございますが、今後の都市公園整備工事に係る契約につきましても、予定価格や工事内容を考慮し、規定にのっとり適正に行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 第2問、田中議員。

○11番（田中和八議員） 確認を含め2回目の質疑です。

1点目、2点目については、高度な専門性を必要としない一般土木工事なので、指名業者を3市から選び指名競争入札したということは、頂いた資料を見ても分かりました。

3点目、4点目は、再質問しようと思ったのですが、資料に全ての答えが出ていまして、確認ができております。

5点目、6点目も答弁を聞きまして、理解ができました。

2回目の質疑については、質疑の回答が参考資料にありますので、1点だけ確認をさせてください。落札業者に対する着手金や前払金の制度の有無、これをお伺いします。この質疑で終わらせていただきます。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今井修一君） 私からは、落札業者に対する着手金、前払金などの制度についてお答えいたします。

当組合におきましては、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合公共工事の前金払規程を定めており、この規程で前金払の取扱いなどを示しております。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で田中議員の質疑を終結いたします。

次に、日下議員の質疑を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 柏市、日本共産党の日下みや子です。ただいま田中議員から質問がございまして重なるところがあるのですけれども、予定どおり質問をさせていただきたいというふうに思

います。

議案2号ですけれども、本議案は、都市公園整備工事、第1期整備エリアの第1工区について、工事の契約の締結を図ろうとするものです。議案には、契約の方法、契約の金額、契約の相手方等が示されているのみでありまして、これだけで議案の承認を求められても判断しかねるというふうに思います。そこで入札の状況について、予定価格、入札業者名と金額、入札参加業者調書等について資料を求めまして、皆さんの机上に資料が配付されておりますので御覧いただきたいと幸いです。

なお、柏市では、契約議案には、このような資料が添付されます。今後契約議案提出の際には、このような資料を添付されるようお願いしたいと幸いです。

1点目ですけれども、資料を基に入札の状況について説明していただきたいと幸いです。

2点目、契約の方法を指名競争入札にしたことについて質問します。公共工事において、談合を防止し、公正かつ自由な競争を確保するためには、広く一般競争入札によることが求められています。指名競争入札は、競争参加者が限定されること、入札参加者の指名に発注者の恣意が入り得ること等から、競争の確保が弱くなります。参加者名も明らかになることから、入札参加者は談合や協調的行動を行いやすい面があります。そのため公共調達における入札手続を定めた法令も、一般競争入札を原則としており、現在ほとんどの地方公共団体が一般競争入札を原則としております。そこで本議案で指名競争にした理由を示してください。

3点目、工事は、契約締結後から326日間という長期にわたるものですが、これによる施設内への影響や周辺地域の影響はないのか、質問します。

以上3点です。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 日下議員のご質問にお答えします。

一部繰り返しになる部分がありますが、ご了承ください。入札状況のうち最初に予定価格は、税込み1億5,029万3,000円でございます。

次に、入札業者の社名と金額でございますが、入札業者は、柏市の株式会社コスモ工業、鎌ヶ谷市の株式会社齊藤造園土木、目黒建設総業株式会社、株式会社岡本興業、小池建設株式会社、田中建設工業株式会社の計6者でございました。

入札金額につきましては、税抜きで低価格の順に、目黒建設総業株式会社が1億2,500万円、続いて株式会社コスモ工業、小池建設株式会社、田中建設工業株式会社、株式会社齊藤造園土木、株式会社岡本興業でございました。

なお、詳細につきましては、お配りした資料に記載したとおりでございます。

次に、入札参加調書でございます。こちらもお手元に配付させていただきましたが、その項目につきまして落札者で申し上げますと、業者名が目黒建設総業株式会社、代表者は飯塚清、所在地は鎌ヶ

谷市道野辺中央4丁目2番39号、主な実績は、鎌ヶ谷市二丁目地区地域排水整備工事（第4期）となっております。

次に、指名競争入札にした理由でございますが、当組合においては、一般競争入札に関する運用方針を定めており、その内容は、予定価格1億5,000万円以上の工事、または製造の請負かつ技術的に複雑・高度であり専門性が高いと認められる案件については、透明性、公平性、競争性の確保を達成するため、一般競争入札を基本とするとしております。今回の入札につきましては、工事内容が特に複雑・高度な案件でないことから、指名競争入札としたところでございます。

最後に、工事による施設内、周辺への影響についてでございますが、工事による周辺への影響はないものと考えておりますが、施工に当たりましては、近隣住居等への騒音及び振動並びに工事車両等の通行による事故等が発生しないよう、細心の注意を払ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 第2問、日下議員。

○9番（日下みや子議員） 再質問します。指名競争入札について、3点質問します。

1点目、地方自治法の第167条では、指名競争入札について、次のように示されています。地方自治法第234条第2項の規定により、指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

1、工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないもの。

2、その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

3、一般競争入札に付することが不利と認められるときとありますが、今回の議案はどれに該当するのでしょうか。

2点目、答弁では、本議案で指名競争にした理由として、工事内容が特に複雑・高度な案件ではないこととしておりますけれども、通常、複雑で高度な案件の場合に指名競争入札を行うものと、私、理解しておりますけれども、いかがか、お答えください。

3点目、指名業者は何者だったのか。また、指名の要件はどのようなものだったのか、お示してください。ちょっとここ重なりますけれども。

次に、工事について質問します。本議案は、第1期整備エリアの第1工区の契約案件ですけれども、第2工区を含めた第1期整備エリアは、費用、日程など計画どおりなのか。また、契約後の工事の日程や工程はいつ頃示されるのか、伺います。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今井修一君） 私からは、指名競争入札についての再質疑にお答えいたします。

お尋ねは3点ございました。1点目の質疑の地方自治法第167条の第何号に該当するかについてでございます。地方自治法施行令第167条では、指名競争入札によることができる場合として、第1号で「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものとするとき」、第2号で「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき」、第3号で「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」の3つの要件が示されております。今回の案件につきましては、第3号の「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当するものと解釈しております。

次の2点目の本議案での指名競争入札とした理由につきましては、今回の公園整備事業については比較的容易な土木工事でありますので、組合構成団体の区域内に所在する業者への受注機会の創出、健全育成及び産業振興を図ることを目的に、指名競争入札としたところであります。

なお、指名競争入札参加資格者名簿の登載業者が限定されており、複雑・高度な案件になりますと、指名業者の選定や業者数の確保が困難な状況となっております。

3点目の指名業者数と指名の要件でございますが、指名業者数については10者といたしました。

また、参加の要件として、当組合指名競争入札参加者名簿に登載され、組合構成団体の区域内に所在する業者から選定いたしました。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

周辺整備室長。

○周辺整備室長（小林一秀君） 私からは、都市公園（第1期整備エリア）の工事についてお答えいたします。

初めに、本件整備の費用や日程が計画どおりかについてでございますが、費用につきましては、入札差金などの影響もあり、令和2年組合議会11月定例会時点でお示した第1期整備エリア概算事業費、約3億5,600万円を若干下回る見込みでございます。

日程につきましては、計画では令和3年度完成を予定したところ、令和3年8月定例会で繰越明許のご承認をいただき、令和4年度中の完成になる予定でございます。

次に、契約後の工事の日程等についてでございますが、請負業者より工程表が提出され次第、お示しさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 第3問、日下みや子議員。

○9番（日下みや子議員） 意見だけ。我が国の公共調達における公共工事の入札方式は、戦後長らく主として指名競争入札によってきましたけれども、1994年1月、政府は、同年度より大規模工事に一般競争入札を包括的に導入する方針を示しました。同年7月には、公正取引委員会により、公共的

な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法の指針が示され、その後、漸次一般競争入札の拡大が図られて、各地方公共団体においてはそれぞれの実情に応じて入札改革が行われてきております。当組合の公共工事の入札方法についても一考すべきではないでしょうか。一般に指名競争入札方式は、競争する企業が少ない場合、検査が著しく困難な案件、契約の性質や目的上、一般競争入札に適さない場合としております。今回の議案は、それに合致するものではないと考えております。地域要件の考慮からの必要性であれば、制限付一般競争入札にシフトすることも考えたらいかがでしょうか。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で日下議員の質疑を終結いたします。

議案第2号につきましては、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塚本竜太郎議員） 起立全員でございます。

よって、議案第2号 都市公園（第1期整備エリア）整備工事（第1工区）請負契約の締結につきましては、可決することに決定いたしました。

◎同意案第1号

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第6、同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任についてご説明申し上げます。

同意案第1号を御覧ください。本案は、現委員である河合謹爾監査委員の任期が令和4年1月10日で満了となることから、新たに監査委員を選任したいため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、新たに選任する吉川正昭氏の経歴につきましては、資料のとおりでございます。

また、監査委員の任期につきましては、組合同規約第12条第3項の規定により、令和4年1月11日から令和8年1月10日までの4年となっております。

以上で同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塚本竜太郎議員） 質疑につきましては、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたし

ます。

同意案第1号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。
これより採決いたします。

お諮りいたします。同意案第1号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本竜太郎議員） 異議がありますので、起立によって採決します。

同意案第1号を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塚本竜太郎議員） 起立多数でございます。

よって、同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第7、一般質問を行います。

事前に通告のありました日下議員について質問を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 日本共産党の日下みや子です。一般質問を行います。

地球温暖化、気候危機が人類の死活的緊急の課題となっている現状で、CO₂削減への廃棄物部門における取組も迫られる重要な課題となっています。そこでごみ処理について質問します。

2000年6月に制定された循環型社会形成推進基本法は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の構造から、環境に配慮した資源循環型社会の形成に向けて、ごみの排出抑制、資源化の推進、適正処理の取組が一層重要とされてきました。国が進める政策の下で柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合は、2019年3月、新たに一般廃棄物処理基本計画を策定しました。その理念と掲げた基本計画の目標は、どのように推進されているのでしょうか。

基本計画の目標値では、ごみの排出量は、2028年度まで1人1日当たり732グラムを目指す。そのためには、2020年度には774グラムの水準にする。この774グラムに対し、2020年度の実績はどうだったのか。総資源化率はどうでしょうか。2028年度の目標を29%とし、その達成に向け、2020年度には23.3%を目指す。この23.3%に対し、2020年度の実績はどうだったのか。最終処分量はどうでしょうか。目標は、2028年度まで3,000トン以下を目指す。そのためには2020年度に3,305トンを目指しました。3,305トンに対し、2020年度実績はどうだったのか。

2点目、3月議会においても、私、2020年度の実績の推計について答弁をいただきまして、その段階でも目標達成には非常に遠い状況でありましたので、達成には強い決意と対策が必要であると、既に3月議会で指摘しているわけですけれども、新型コロナウイルスの襲来など予期せぬ事態が起

こったとはいえ、現状の環境問題から考えれば、達成できなくても仕方がないことと済まされてよいはずがないと思うのですね。今後の目標達成への取組を示していただきたいと思います。

次に、地球温暖化対策についてです。政府は、昨年やっと2050年カーボンゼロを掲げました。国連のIPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、2030年までに温室効果ガスの排出を2010年比で45%削減し、2050年までに実質ゼロを達成できないと、気温の上昇を抑え込むことができないことを明らかにしたわけです。当然廃棄物部門にも求められています。

そこで2点質問します。1点目、当施設のCO₂の排出状況はどうか。

2点目、2050年カーボンゼロに向けて、ごみ焼却施設にはどのような対策が求められるのか。

以上、お答えいただきたい。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 日下議員のごみ処理等についてのご質問にお答えいたします。

最初に、ごみ処理基本計画における2020年度の実績と取組の状況についてでございます。一般廃棄物の実績につきましては、一般廃棄物処理基本計画と照らし、排出原単位、総資源化率、最終処分量の3項目についてお答えいたします。

最初に、ごみ総量を人口で割り返した1人1日当たりの排出原単位は、令和10年度の目標値732グラムに対し、令和2年度実績では819グラムとなっております。また、同様に総資源化率では、目標値29%に対し19.5%、焼却灰等の最終処分量につきましては、目標値3,000トン以下に対し、3,847トンとなっております。

次に、ごみ減量化等の対策に向けた取組の状況につきましては、構成団体との協働によるごみ減量化等に向けた広報紙の掲載、排出方法の適正化、資源化の啓発をはじめ、搬入物検査等による事業系ごみの減量化に向けた取組などを継続的に実施しているところでございます。

次に、今後の目標達成への取組の方向についてでございますが、目標達成に向けては、引き続き計画進行管理を徹底し、住民の皆様や事業者に対する減量化・資源化への普及啓発、各種資源化に向けた検討を加速させ、施策の展開に努めてまいりたいと考えております。

次に、地球温暖化対策についてのご質問にお答えいたします。

最初に、当施設のCO₂の排出状況についてお答えいたします。クリーンセンターしらさぎにおけるCO₂排出量の令和2年度実績では、施設全体で2万1,582.34トン-CO₂であり、このうち廃棄物の焼却等に伴うものにつきましては、1万7,444.5トン-CO₂となっております。

最後に、2050年カーボンゼロに向けて、ごみ焼却施設にはどのような対策が求められるのかについてでございますが、国では2020年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指すため、2050年カーボンニュートラル宣言を行いました。この脱炭素社会の実現のために、国民、地方公共団体、企業等対応が必要かと思われませんが、クリーンセンターしらさ

ぎでは、廃棄物発電等のエネルギー回収や廃棄物燃料の製造等をさらに進めること、廃棄物処理施設やリサイクル設備における省エネルギー対策等により、温室効果ガスの排出削減を推進することが想定されているところでございます。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 再質問を許します。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 再質問です。地球温暖化対策について質問します。1点目、先ほどCO₂の排出量が報告されましたけれども、この廃棄物の焼却に伴うCO₂の排出量はどのように算出されているのでしょうか、伺います。

2点目、答弁で廃棄物の焼却等に伴う排出量は、令和2年度実績で1万7,444.50トンとありました。この数値について、当局ではどのように評価しているのか。また、この間の推移について、分かる範囲で結構ですから示していただきたいと思います。

3点目ですけれども、CO₂削減に対策は取られているのでしょうか。どんな対策が実施されているのでしょうか、お答えください。

次に、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について伺います。プラスチックごみの削減とリサイクルの促進を目的とするプラスチック資源循環法が、6月4日に参議院本会議で全会一致で可決、成立したのです。これは製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わる、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置を講ずるというものであります。具体的に言いますと、メーカーにはプラスチック製品製造への抑制を求めるとともに、自治体にはプラスチックおもちゃ、こういうのは今までもうぼんぼん燃やしていたわけですね。これらの製品プラスチックを燃やさずに資源化することへの検討を、この法律は自治体にも、検討ですけれども、求めているわけですけれども、これは現状から考えますと自治体としては大変なことだと思うわけですけれども、しかし今の気候危機の問題などに関わって廃棄物処理という観点から考えますと、これはいずれ取り組まなければならない課題なわけです。こういう流れの中で、現状で当組合として3Rの徹底推進にどう取り組んでいくのか、質問をいたします。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） 1問目の地球温暖化対策に関するご質問にお答えをいたします。

お尋ねは3点ございました。まず、1点目のCO₂排出量の算出の仕方についてでございます。特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令等により、廃棄物の焼却量に排出係数を使用して算出しております。

続きまして、2点目のCO₂排出量の推移及び評価についてでございます。廃棄物の焼却等に伴うCO₂排出量の推移につきましては、平成30年度から3年間の数値で申し上げますと、平成30年度、

1万2,825.52トン—CO₂、令和元年度1万6,043.38トン—CO₂、令和2年度1万7,444.5トン—CO₂と増加傾向でございます。これは昨今のコロナ禍による廃棄物の焼却量増加等によるものと考えられます。

続きまして、3点目のCO₂削減対策でございますが、廃棄物の減量化、資源化、施設の省エネ化、高効率化によりCO₂の削減に取り組んでおります。

次に、2問目のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に関する取組についてでございます。この法律については、製品プラスチックにおける環境配慮設計指針、使用の合理化、排出・回収・リサイクルの個別の措置事項が挙げられております。今後、国から当法律に基づく指針や手引等が示されるとのことで、これにより改めて検証することとなりますが、質問にあります当組合の現状で申し上げますと、3Rのうちリデュース、リサイクルについては、一定の取組を実施しておりますが、リユース、いわゆる再利用につきましては、構成市と協力し調査研究が必要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 日下議員。

○9番（日下みや子議員） 意見だけ述べさせていただきたいと思います。2点述べます。

まず、1点目なのですが、ごみ処理基本計画に基づいた取組について達成状況が極めて不十分だという、答弁聞いても、数字で明確なのですが、本当に抜本的な取組が求められていると思うのですね。この基本計画というのは、2017年を基準にして、2018年から2028年までの10年間の計画なわけですよね。ところが、今の答弁聞きましても、ごみの排出量と最終処分量の達成状況というのは、基準とした2017年のスタート地点の水準なのですよ、2020年。また、資源化率もほぼ同水準というか、今下回っていますね、処分量の達成状況とごみの排出量は。基準年を下回っているのですね。いろいろあったと思うのですが、これでは何のための計画なのかと言わざるを得ないわけなのです。ですから、それを取り戻して、これから抜本的な対策、取組を求めたいというふうに考えるわけです。

2点目なのですが、なぜごみは減らないのか。その根底に、リサイクルと言えない熱回収への異常に高い依存があるのではないかということなのです。第1問の答弁で、脱炭素社会の実現に向けクリーンセンターしらせぎでは、その対策として廃棄物発電等のエネルギー回収や廃棄物燃料の製造等をさらに進めることとありました。この熱回収なのですが、ごみの焼却をエネルギーとするこの熱回収、これはいわゆるサーマルリサイクルというものなのですが、これ諸外国ではリサイクルに入れていないのです。日本は、プラごみ等ごみを焼却した熱を利用するサーマルリサイクルが、処理方法の全体の6割占めているのです。日本がこのように熱回収を資源循環体制に位置づけていることが、焼却から脱却できない一大要因になっているのではないかと、さわかプラザの温浴施設を維持するためには、ごみを燃やし続けなければ

ばいけないわけです。まさにこれこそ矛盾であり、これではごみの焼却から脱却できないというふうに思うわけです。これは国の政策そのものを問わなければいけないわけですが、これは今後の課題だというふうに思うのです。

以上、意見です。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で一般質問を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長（塚本竜太郎議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これもちまして、令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を閉会いたします。慎重審議大変ご苦労さまでした。

以上もちまして本日の会議を終了いたします。

午後 4時00分 閉 会